

大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

原則

医療施設

昨年の使用
最大電力

15%減

〔制限緩和の申請
を行った場合〕

〔適用除外が認め
られる時間帯〕

昨年の使
用最大電
力を超え
て、電力
使用が可
能

0%減
(昨年の使
用最大電
力まで電
力使用が
可能)

制限値を超えた
場合は罰則あり

適用除外が認められる
時間帯に限り、制限
値を超えても罰則なし



今後のスケジュールについて

	大口需要家	小口需要家
6月1日	○ 大口需要家に対する経済産業省からの通知が到着 (制限値が記載されており、これが目標値となる。)	○ 目標設定、削減必要幅の把握 ※昨年の基準期間・時間帯(東電：平成22年7月1日～9月22日(平日)の9時～20時、東北電：平成22年7月1日～9月9日(平日)の9時～20時)における最大使用電力又は使用電力量の最大値を把握。(昨年の7～9月の領収書をチェック。ない場合や領収書でも不明の場合は電力会社に照会。)
6月17日	○ (制限緩和を申請する場合) 東北経済産業局・関東経済産業局への制限緩和申請×切(7月1日適用開始分) ※同一法人・同一業種間で活用する場合を除き、制限緩和の適用を受けた需要設備との間での共同使用制限スキームの活用は不可 ○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ(小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。) ↓ ○ 節電行動計画の作成 ※様式としては小口フォーマット等を参考に。 ↓	○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ(小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。) ↓ ○ 節電行動計画の作成 ※様式としては小口フォーマット等を参考に。 ↓

	○ 節電行動計画の厚生労働省への提出及び公表 ※提出先・提出方法等については追って通知予定 ※事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。	○ 節電行動計画の公表 ※事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。
7月1日	○ 電気事業法に基づく電力使用制限期間開始	○ 自主的な節電実施期間開始
	○ 毎月検針日から15日以内に、経済産業局へ電気の使用状況を報告。	
9月	○ 電力使用制限期間終了 東京電力管内：9月22日 東北電力管内：9月 9日	
	○ 節電実施期間終了（9月末）	○ 節電実施期間終了（9月末）
10月	○ 節電行動計画の実施結果の厚生労働省への報告 ※提出先・提出方法等については追って通知予定	

※ 小口フォーマット：「夏期の電力需給対策について」（別添3）の参考2
家庭の節電対策メニュー：「夏期の電力需給対策について」の参考3